

新宿区雨水流出抑制施設の設置に関する要綱

(目的)
第1条 この要綱は、「総合的な治水対策」の一環として、公共施設、大規模民間施設、小規模民間施設における雨水流出抑制施設の設置に関し必要な事項を定めることにより、都市型水害の軽減、防止を図り、もって安全な都市環境の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)
第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
(1)公共施設 国、都、区、公社、その他公共団体が所管する施設をいう。
(2)大規模民間施設 敷地面積が500平方メートル以上の民間の施設をいう。
(3)小規模民間施設 敷地面積が250平方メートル以上500平方メートル未満の民間の施設をいう。
(4)雨水流出抑制施設 雨水貯留施設、雨水浸透施設又はこれらを組み合わせた施設をいう。

(雨水流出抑制施設設置の協力)
第3条 新宿区内において、公共施設、大規模民間施設、小規模民間施設の新築、改築又は大規模な修繕を行おうとする者(以下「事業者」という。)は、当該施設の敷地内に雨水流出抑制施設を設置し、都市型水害の防止に協力するものとする。
2 前項のほか、すでに完成している公共施設、大規模民間施設、小規模民間施設の所有者又は管理者(以下「管理者」という。)は、可能な限り雨水流出抑制施設を設置し、都市型水害の防止に協力するものとする。

(抑制対策量)
第4条 前項第1項の規定により、雨水流出抑制施設を設置する場合において、公共施設及び大規模民間施設は、敷面積100平方メートル当たり、6立方メートル以上の貯留量を確保し、小規模民間施設は、敷地面積100平方メートル当たり、3立方メートル以上の貯留量を確保するものとする。

(雨水流出抑制施設設計書の作成)
第5条 雨水流出抑制施設を設置しようとする事業者又は管理者は、予め新宿区の雨水流出抑制担当者(以下「区の担当者」という。)と協議したうえ、建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)に基づく計画通知又は建築確認申請前に雨水流出抑制計画書を作成し、区長へ提出するものとする。

(雨水流出抑制施設の技術指針等)
第5条の2 雨水流出抑制施設の技術的事項に関しては、「東京都雨水貯留・浸透技術指針」(平成21年2月策定東京都総合治水対策協議会)を標準とし、これにより難しい場合は、区の担当者と協議するものとする。
2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づく、危険区域に指定されている箇所等については、貯留方式による雨水流出抑制施設を計画するものとする。
3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく、警戒区域に指定されている箇所等については、貯留方式による雨水流出抑制施設を計画するものとする。
4 事業者又は管理者は、雨水流出抑制施設設計書を作成するときは、下水道管理者と許容排水量等について協議するものとする。また、必要に応じて河川管理者と協議するものとする。

(対象除外施設)
第6条 第2条第1項第2号及び第3号の民間施設とは、建築基準法第85条に該当する施設を除くものとする。

(完了の届出及び検査)
第7条 事業者又は管理者は、雨水流出抑制施設の工事が完了したときは、速やかに、その旨を区長に届け出るものとする。
2 区長は、必要に応じて、事業者又は管理者の承諾の基に当該雨水流出抑制施設の調査を行うものとする。

(維持管理及び安全管理)
第8条 事業者又は管理者は、雨水流出抑制施設の機能を十分に維持するための管理を行うものとする。
2 事業者又は管理者は、設置した雨水流出抑制施設及びその周辺の安全保持に関し、適切な措置を講じるものとする。

(補足)
第9条
附則 この要綱に定めのない事項については、別に定める実施細目による。
この要綱は、平成元年10月16日から施行する。
(中略)
この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

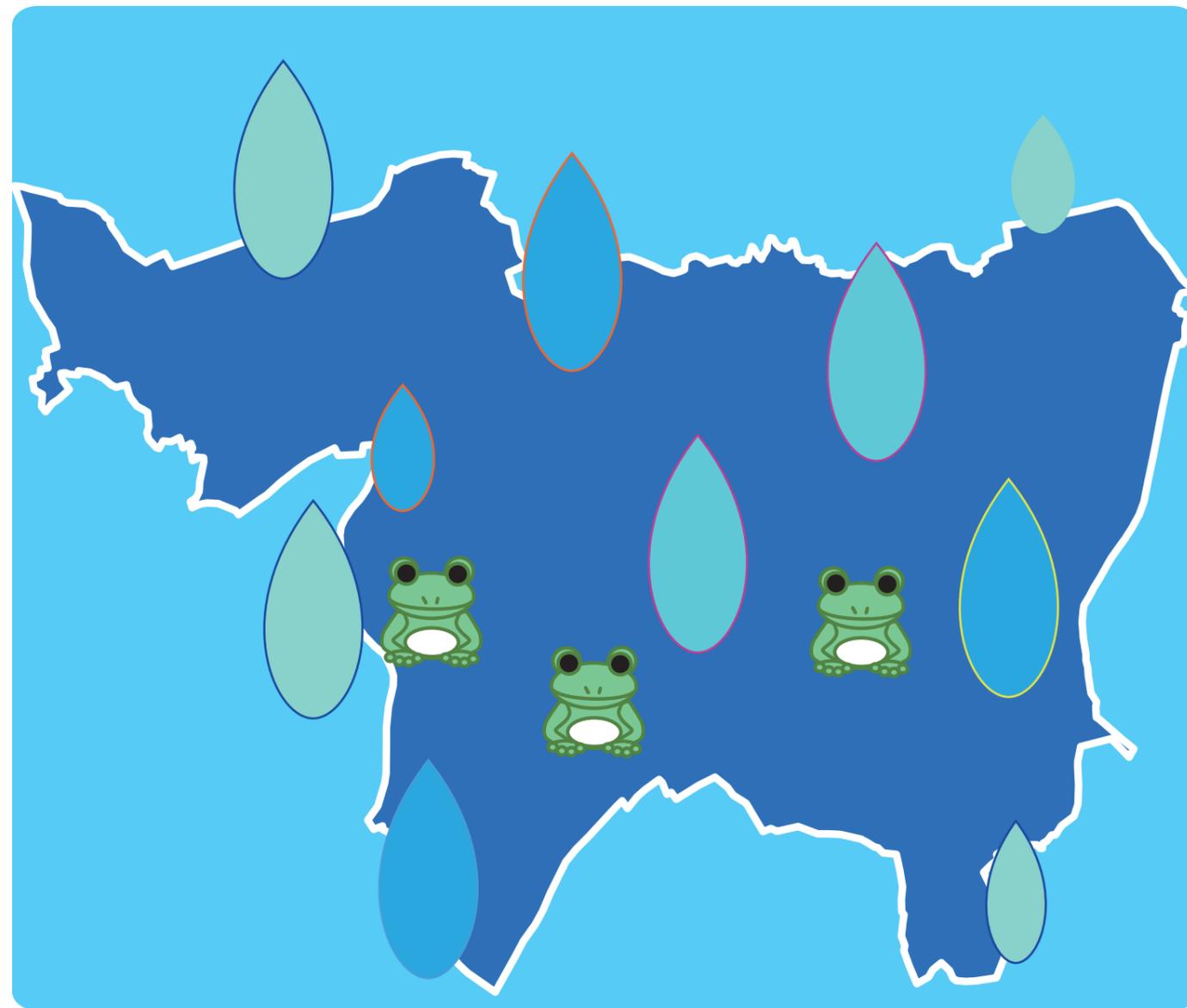
発行：新宿区みどり土木部道路課計画係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号
TEL03-5273-3525 (直通)

「総合治水対策・水害のないまちづくり」

雨水流出抑制施設設置のお願い

新宿区雨水流出抑制施設の設置に関する要綱



都市化により雨水が地面に浸透する面積が減少し、下水道施設や河川への負担が大きくなっています。また、近年の台風や集中豪雨の増加に伴い内水被害が発生しており、河川や下水道整備とともに、各施設に雨水流出を抑制する浸透・貯留施設を設置する流域対策が重要となっています。

新宿区では「雨水流出抑制施設の設置に関する要綱」を制定し、皆様の総合治水対策への協力をお願いしています。

雨水流出抑制施設の設置にご協力ください

対象となる事業

敷地面積にかかわらず、国、都、区、公社、その他公共団体が所管する施設の新築・増改築を行う事業者の方、敷地面積250㎡以上の民間施設の新築・増改築を行う事業者の方は、建築基準法に基づく計画通知又は建築確認申請前に雨水流出抑制計画書を提出をお願いいたします。

公共施設	国、都、区、公社、その他公共団体が所管する施設で敷地面積にかかわらず、全て対象となります
大規模民間施設	敷地面積500㎡以上の民間施設が対象となります
小規模民間施設	敷地面積250㎡以上500㎡未満の民間施設が対象となります

※250㎡未満の民間施設については、計画書の提出の必要はありませんが、雨水流出抑制施設の設置にご協力ください。

抑制対策量

対象施設	単位対策量
公共施設	敷地面積100㎡に対して6㎡以上の抑制対策
大規模民間施設	
小規模民間施設	敷地面積100㎡に対して3㎡以上の抑制対策

対策の方法

浸透による方法

- ・浸透ます
- ・浸透トレンチ
- ・透水性舗装
- ・緑地 等

貯留による方法

- ・雨水貯留槽
- ・緑地周辺の壁を立ち上げた植栽ます 等

※浸透による方法と貯留による方法を併せて対策することもできます。

設計浸透能力

※標準構造を利用した場合

施設名	設計浸透能力	
浸透ます	1. 6㎡/箇所	
浸透トレンチ	0. 7㎡/m	
緑地(植栽・芝生)	0. 05㎡/㎡	
透水性舗装	歩道部	0. 02㎡/㎡
	車道部・駐車場	0. 05㎡/㎡

参考: 東京都雨水貯留浸透施設技術指針

※標準構造を利用しない場合は設計浸透能力を説明できる資料を添付してください。

計画書の提出

計画書には以下の資料を添付のうえ、2部提出してください。

- ①案内図(S=1:1500)
- ②雨水流出抑制計画説明書(計算書)
- ③平面図(敷地の土地利用図)
- ④雨水流出抑制施設設置平面図
- ⑤雨水流出抑制施設構造図
- ⑥面積求積図(三斜又は座標) 面積計算書(敷地面積、緑地面積、透水性舗装、雨水貯留槽底面積他)

申請のながれ

整備内容の相談・協議

雨水流出抑制計画書の提出

計画書の審査(10日間前後)

回答書の交付

計画内容の変更(計画内容の再協議)

雨水流出抑制計画書変更届の提出

変更届の審査

変更届回答書の交付

雨水流出抑制計画書完了届の提出

完了届の受理

建築確認申請の提出の際に、回答書の添付をお願いしています

変更届の提出

雨水流出抑制計画が変更する場合、変更届の提出が必要になる場合がありますので、ご相談ください

完了届の提出

完了届は以下の資料を添付のうえ、2部提出してください。

- ①案内図(S=1:1500)
- ②雨水流出抑制説明書(計算書)
- ③雨水流出抑制施設設置平面図
- ④雨水流出抑制施設構造図
- ⑤面積求積図(三斜又は座標) 面積計算書(敷地面積、緑地面積、透水性舗装、雨水貯留槽底面積他)
- ⑥工事写真
- ⑦写真撮影箇所図

計画書等の書類は、区のホームページから取得できます。ご協力をよろしくお願いいたします。